

## 特別養護老人ホーム友愛苑「特例入所」申込について

特別養護老人ホームへの入所条件は、2015年の介護保険法改正により「要介護3以上」と定められました。しかし、居宅での日常生活が困難であることが認められると、「要介護1」「要介護2」の方でも入所が認められる場合があります。これが「特例入所」です。

そして入所判定に公平性を確保するため、厚生労働省で特例入所の要件が下記の通り明確に定められています。

- 認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である。
- 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である。
- 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。
- 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難な状態である。

「入所申込書」とともに、「特別養護老人ホーム等特例入所申込に係る意見書」の提出が必要となりますので、当施設へご相談ください。